

国立大学法人東北大学グローバルCOE特別研究奨励費取扱要項

平成19年12月25日
総長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、グローバルCOE特別研究奨励費（以下「COE奨励費」という。）を給付する場合の取扱いについて定めるものとする。

(COE奨励費の給付)

第2条 国立大学法人東北大学は、研究拠点形成費等補助金交付要綱（平成14年4月1日文科科学大臣決定）に定める研究拠点形成費補助金（研究拠点形成費。グローバルCOEプログラムに限る。以下「研究拠点形成費補助金」という。）による研究の推進に当たり、優れた若手研究者にその研究生生活の初期において、自由な発想の下に主体的に研究課題を設定し、我が国における世界的レベルの研究拠点形成を担う創造性に富んだ研究に専念する機会を与えることにより、世界的レベルの若手研究者を育成するため、COE奨励費を給付する。

(給付の要件)

第3条 COE奨励費の給付を受ける資格を有する者は、国立大学法人東北大学グローバルCOE研究支援者実施要項（平成19年12月25日総長裁定）によりCOE研究支援者として採用された者で、博士の学位を有するもの（別に定めるところにより博士の学位を有する者に相当する能力を有すると認められる者を含む。）又は拠点を形成する専攻等に在学する大学院博士課程後期3年の課程、医学履修課程及び歯学履修課程の学生とし、当該者が、将来の発展が期待できる優れた着想及び具体的な研究計画を持つ研究を単独で行う場合に限り、給付を認める。

2 研究の期間は、1年以内とし、当該研究を開始する日の属する年度の範囲内とする。

(給付の対象経費及び上限額)

第4条 COE奨励費の対象となる研究経費は、研究計画の遂行に直接必要な経費（外国の研究所等における研究の遂行に直接必要な経費を含む。）及び研究成果の取りまとめに必要な経費とし、1人につき150万円を上限とする。ただし、建物等施設に関する経費、机、いす等の什器類及び雇用関係の生じる給与に係る経費は、これを含めることができない。

(給付の申請)

第5条 COE奨励費の給付を受けようとする者は、所定の期日までに別に定める研究計画調書をグローバルCOE拠点リーダー（以下「拠点リーダー」という。）に提出し、給付の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、1人につき1件までとする。

(選考及び推薦)

第6条 拠点リーダーは、研究計画調書の提出があったときは、直ちに選考委員会を設置し、その議に基づき、候補者を選考し、総長に推薦するものとする。

2 前項の選考委員会は、事業推進担当者数人をもって組織し、拠点リーダーを委員長とする。

3 選考委員会は、候補者の選考に当たっては、研究拠点形成費補助金の交付額を勘案し、各拠点で定めた採択予定件数を上限として候補者を選考するものとする。

(給付の決定)

第7条 総長は、拠点リーダーの推薦に基づき、COE奨励費を給付する者及びその給付額を決定する。

2 総長は、前項の決定をしたときは、拠点リーダーに通知するものとする。

3 拠点リーダーは、前項の通知を受けたときは、本人に通知するものとする。

(受給資格喪失等によるCOE奨励費の返還)

第8条 COE奨励費受給者は、研究の期間の途中で第3条第1項に定める資格を喪失した場合又はやむを得ない理由により研究を中止した場合には、その事由が生じた時点で未使用のCOE奨励費を直ちに返還しなければならない。

(報告書の提出等)

第9条 前条第1項の規定によりCOE奨励費の給付の決定を受けた者（以下「COE奨励費受給者」という。）は、研究活動の実施の状況及びCOE奨励費の用途について、所定の期日までに別に定める研究活動成果報告書に関係書類を添えて、拠点リーダーに提出しなければならない。

2 拠点リーダーは、研究活動成果報告書の提出があったときは、その成果及びCOE奨励費の用途について確認を行い、その成果又はCOE奨励費の用途が適切でないと認める場合は、給付したCOE奨励費の一部又は全部の返還を命ずることがある。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、COE奨励費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成19年12月25日から施行し、平成19年10月1日から適用する。